

区長回覧における注意事項について

今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、一市民の方より、市等が行う各種文書の回覧の是非を問うご意見が寄せられました。

当市における各種文書の区長配布及び回覧については、防災や保健衛生に関する情報をはじめ、地域行事に関する情報など、市民の皆様にとって重要な情報をお知らせする広報の仕組みであることから、市としては今後も継続する方針です。

つきましては、区長配布・回覧の趣旨についてご理解いただくとともに、特に以下の事項について、全ての市民の皆様に行っていただくようご協力をお願いいたします。

記

1. 回覧板を回すときは郵便ポストに投入するなど、人との対面をなるべく避ける。やむを得ず対面する場合は、マスクを着用のうえ会話は最小限で済ませる。
2. 回覧板を手にするときや回覧文書を見るときは、手洗い・手指消毒を行う。
3. 体調が優れないときは、他の人に回覧板を回してもらう。

問：総務部総務課行政係

電話0577-73-7461（直通）